

(目的)

第1条 この規定は、保険商品の比較説明・推奨販売における説明を適切に行うために、顧客に対する当社販売方針・理由等の説明要領、記録等について定め、当社の役員および従業員が保険契約者・被保険者の保護に十分留意した適正な保険募集の遂行することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当社における比較説明・推奨販売は、当社独自の推奨理由・基準に沿って保険商品を予め選定し、選定後の保険会社の商品の中から、顧客の意向に基づいてさらに商品を選別し、特定商品を推奨することとする。

但し、継続契約については、顧客の同意のもと、原則として前契約と同一商品を販売する。

(販売方針)

第3条 ①当社は「取扱件数が多い保険会社の商品を推奨」「事務手続きに精通している保険会社の商品を推奨」等を総合的に勘案した「当社方針」により、当社の取扱保険会社の中から以下の保険商品を予め選定し推奨する。

【損害保険】

東京海上日動火災保険 株式会社

【生命保険】

東京海上日動あんしん生命保険 株式会社

②顧客からその他取扱商品の比較説明を求められた場合は、偏りなく説明する。

③顧客から別途特定の保険会社商品の指定があった場合は、当該指定商品を説明する

(意向把握)

第4条 生命保険商品については、お客様の当初の意向を把握するために「意向把握シート」を用いて意向把握・確認を行う。

(適正な運用)

第5条 保険募集人は、継続契約以外で共栄火災海上保険以外の商品を販売する場合、顧客への説明にあたり「比較説明・推奨販売の記録シート」に記録し保存することにより、本規程に定める販売方針の顧客への説明が適切に行われているか、自己点検等において事後的に検証できる体制とする。

(遵守義務)

第6条 役員および従業員はこの規程ならびに関係法令（保険業法第294条、第294条の3、施行規則227条の2第3項第4号、同227条の12、14、監督指針Ⅱ-4-2-9(4)(5))を遵守しなければならない。

<付則>

本規定は、2020年10月1日より施行する。